

新型コロナウイルス感染症発生時等の対応方針

R04.07.29 改訂

対象者	感染状況		No.	対応	保育料等の日割対象
園児	発熱等の症状あり	PCR未実施	1	当該園児は、発熱等の症状がある場合は、改善するまで登園自粛 →検査を受けることになったら2へ	なし
		PCR実施決定	2	当該園児は、検査結果が出る日まで登園自粛を依頼 →検査結果が陽性の場合は4へ →検査結果が陰性の場合は医師の診断により登園再開	検査結果が出るまでの登園自粛期間
	濃厚接触 又は 濃厚接触疑い		3	発熱等の症状が無ければ感染者と最後に接触した日を0日目として5日間を健康観察期間とし、登園自粛 発熱等の症状があり検査を受けた場合は、検査結果が出る日まで登園自粛 →検査結果が陽性の場合は4へ →検査結果が陰性の場合、感染者と最後に接触した日を0日目として5日間を健康観察期間とし、登園自粛 ※7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで
	感染		4	★園は、陽性判明日から濃厚接触者の特定及び消毒が完了するまでの間、陽性者が属するクラス（部屋）のみクラス閉鎖とする。（発生状況によっては休園となる場合があります。） 当該園児は、①症状がある場合は症状が出た日から10日間かつ症状改善後72時間経過まで登園停止 ②症状が無い場合は検体採取日から7日間登園停止 ※10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	【当該園児】登園停止期間 【当該園児が属するクラスの園児のみ】クラス閉鎖期間
園児の同居者	発熱等の症状あり (濃厚接触者含む)	PCR未実施	5	家庭での保育を依頼。当該同居者の送迎停止 →検査を受けることになったら6へ	なし
		PCR実施決定	6	当該園児に対し、同居者の結果が出る日まで園児の登園自粛を依頼 →検査結果が陽性の場合は8へ →検査結果が陰性の場合は症状が改善してから登園再開	検査結果が出るまでの登園自粛期間 濃厚接触者の場合は症状が改善するまでの期間
	症状が無い濃厚接触 (症状が無い濃厚接触疑い)		7	登園自粛が望ましいが、登園することも可とする また、園児と同居者との接触を避け、体調管理に十分気を付けること (発熱等の症状が出た場合は速やかに園児の登園を自粛し、医師の診察を受けてください) ※7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで
	感染		8	同居の園児は濃厚接触者となるので、当該園児は同居者の検体採取日から7日間かつ症状改善後72時間を健康観察期間とし、登園自粛 →検査を受けることになったら3へ ※家庭で10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすることを依頼する	感染が判明した日から園児の健康観察期間終了日まで
保育士等の職員	発熱等の症状あり	PCR未実施	9	当該職員は、症状が改善するまで出勤自粛を依頼 →検査を受けることになったら10へ	-
		PCR実施決定	10	当該職員は、検査結果が出る日まで出勤不可 →検査結果が陽性の場合12へ →検査結果が陰性の場合は医師の診断により出勤再開	-
	濃厚接触 又は 濃厚接触疑い		11	当該職員は、検査結果が出る日まで出勤不可（症状が無ければ5日の自宅待機のみ可） →検査結果が陽性の場合12へ →検査結果が陰性の場合、出勤不可期間を健康観察期間終了まで（場合によっては短縮もあり） ※7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	-
	感染		12	★園は、陽性判明日から濃厚接触者の特定及び消毒が完了するまでの間、陽性者が属するクラス（部屋）のみクラス閉鎖とする。（発生状況によっては休園となる場合があります。） 当該職員は、①症状がある場合は症状が出た日から10日間かつ症状改善後72時間経過まで出勤不可 ②症状が無い場合は検体採取日から7日間出勤不可 ※10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認をすること	クラス閉鎖期間

◆保健所・医師の指示を優先していただくをお願いします。

◆この表中に該当し登園自粛等される方は、市中感染のリスクを抑えるため**外出を控えて**いただきますようご協力をお願いします。